

提案公募型補助金の対象事業を募集しています

平成21年度薩摩川内市提案公募型補助金募集要項

平成20年 8月
薩摩川内市総務部財政課

1 趣旨

薩摩川内市では、従来の補助金制度を見直し、真に市民の皆様が開かれた制度に改めるため補助金制度改革に取り組み、平成18年7月には、補助金制度の基本理念を明らかにした「薩摩川内市補助金等基本条例」を制定しました。条例では、協働社会の形成に資する補助制度の新設も謳われ、これに基づき平成19年度から、新たな制度として「薩摩川内市提案公募型補助金」を導入しました。

この提案公募型補助金とは、市民の皆様が自ら企画・立案し、実施しようとする公益性の高い事業について提案していただき、そのうち所定の審査に合格したもののについて、市が補助金を予算化し支援を行うものです。

意欲ある市民の皆様には、その企画力や行動力を存分に発揮していただくことで、市民と行政の対等なパートナーシップを形成し、相互の協力の下に、魅力と活力あふれる薩摩川内市を築いていくことをねらいとしています。

2 応募対象者

3名以上の者（うち過半数が市内在住者）で構成され、市内に活動の拠点及び実体を有する団体（法人格の有無、既設・新設の別は問いません。）であって、その代表責任者として20歳以上の市内在住者3名を特定できるものとします。

ただし、以下のいずれかに該当する団体は対象となりません。

- (1) 宗教活動又は政治活動（特定の政党、公職者等の支持等を目的とするものを含む）を行う団体
- (2) 暴力団等又は構成メンバーに暴力団員等が含まれ、若しくは暴力団員等の統制下にある団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項の性風俗関連特殊営業を営む者が含まれる団体
- (4) 補助を受けようとする事業を確実に実施するために必要な能力等に欠けていると見込まれる団体

3 補助の対象となる事業

平成21年4月1日以降に開始され、平成22年3月31日までに終了する事業であって、以下の全てを満たすものとします。（団体の経常的な運営は、補助の対象となりません。）

- (1) 応募団体自らが企画・立案し、実施すること。
- (2) 不特定の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与することが明白であること。
- (3) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、応募団体の構成メンバーに限定されるものでないこと。
- (4) 目指す目標又は達成しようとする成果が明確に定められており、その成果が、市の政策方針又は市民ニーズに合致していること。
- (5) 営利を目的とする事業又は宗教活動若しくは政治活動でないこと。
- (6) 公的団体（国・県・市町村を含む）との共催による事業でないこと。
- (7) 公的団体による他の支援制度の対象となっていないこと。
- (8) 一切の法令に違反しないこと。

4 補助の対象となる経費

補助の対象となる事業の実施に直接必要となる経費であれば、原則として対象となります。ただし、以下のいずれかに該当するものは対象となりません。

- (1) 構成メンバー等の飲食、親睦等に要する経費
- (2) 構成メンバーに対して支払われる報酬等の経費
- (3) 記念品、金券等の購入費
- (4) 個人等の資産形成につながると考えられる備品の購入、施設・設備又は改修等に要する経費
- (5) 不動産の取得等に要する経費

5 補助金の額及び補助の限度額

上記により補助の対象となる経費の総額から、事業の実施に伴って得られる収入の総額を差し引いた額の8割以内を補助金の額とします。ただし、1件当たり500万円を補助金額の上限とします。

6 応募方法

次の関係書類に必要な事項を記入の上、平成20年10月22日(水)まで(必着)に薩摩川内市総務部財政課あてに郵送していただくか、本庁4階財政課

まで直接お持ちください。なお、ファックス又は電子メールによる提出は受け付けておりませんので御了承ください。

(1) 薩摩川内市提案公募型補助金提案書 **(様式1)**

(2) 提案する事業に係る事業企画書 **(様式2)**

(3) 応募団体の構成メンバー名簿 (任意様式)

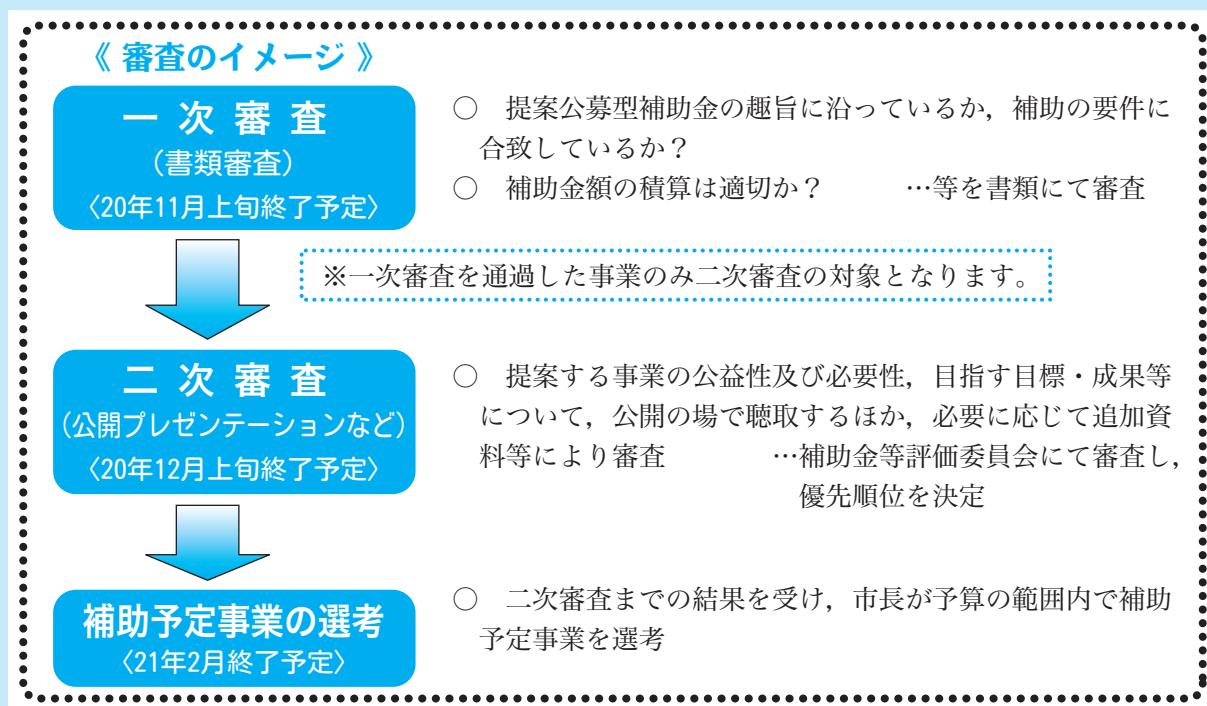
※ 提案書などの様式は、薩摩川内市役所ホームページからダウンロードできるほか、本庁財政課、各支所地域振興課または各地区コミュニティセンターにも備え付けてありますのでご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.city.satsumasendai.lg.jp/>

7 選考審査

提案のあった事業については、一次審査及び二次審査を経た上で、予算の範囲内で補助予定事業を選考いたします。なお、仮に補助予定事業として選考された場合であっても、補助金の額は必ずしも応募時に要望された金額と同額になるわけではありません。

提案のあった事業の個々の選考結果につきましては、市が平成21年度当初予算案を決定・公表した後（平成21年2月以降）、個別に内示を行いますが、正式な通知は平成21年度当初予算の成立後（平成21年4月以降）となります。



※ 公開プレゼンテーションの詳しい日程などにつきましては、各団体あてに後日お知らせいたします。

8 実績報告

提案公募型補助金による補助を受けた方には、事業の完了後速やかに、その実績をとりまとめ市に報告書を提出していただきます。その際には、得られた効果等について自己評価を行い、その詳細を明らかにしていただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

9 その他留意事項

- (1) 提案公募型補助金による補助は1年単位で行います。提案いただいた事業の全体期間が1年を超えるものであっても、毎年応募し、審査を受けていただくこととなります。なお、同一団体が同一年度に異なる複数の事業について補助を受けることは可能ですが、同一事業を同一団体が実施する場合の補助については3回（3年）を限度とします。
- (2) 応募書類提出後にも、審査に必要な他の関係書類等を提出いただく場合があります。なお、当初応募時に提出いただいた書類を含め、これら一切の書類は返却いたしません。
- (3) 提案書及びその添付書類その他提案公募型補助金の応募のため市に提出いただいた一切の書類に記載されている事項は、一部を除き、原則として公開の対象となります。



提案公募型補助金に関し、御不明な点などございましたら、遠慮なく下記まで御連絡ください。

<問い合わせ先> 薩摩川内市役所総務部財政課（本庁4階）
〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
TEL 0996-22-8115
（アナウンス後 内線4723）
メールアドレス zaisei@city.satsumasendai.lg.jp